

定 款

一般財団法人 S I M O S E 奨学基金

令和 5 年 8 月 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人SIMOSE奨学基金と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、人物、学力共に優れた学生に対して、教育奨学金の助成を通じた青少年育成に関する事業等を行い、もって我が国の教育の推奨を図り、青少年の育成を通じた豊かな社会の形成全般に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項に定める目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付及び要請に応じ、奨学生に対する指導育成
- (2) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事及び業務執行理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事及び業務執行理事が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号ないし第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第9条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員）

第10条 当法人に、評議員6名以上を置く。ただし、評議員の総数は、理事の総数と同数以上とする。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会は、第10条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 前項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

5 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

6 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によつて解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(2) 評議員としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

(4) その他その者が評議員の地位にあることが不相当と認められるとき。

7 評議員のうちには、評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員に対し、1日当たり10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 評議員に対し、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第2節 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、一般法人法に規定する事項、次に掲げる事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 収支予算（事業計画を含む。）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 公益を目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、評議員の総数の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名又は2名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 3 理事のうちには、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 監事のうちには、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有する者であってはならない。
- 7 監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 8 監事のうちには、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である監事の合計数が、監事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。理事及び監事に對し、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。
- 3 前二項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

(構成)

第33条 当法人の理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、理事の総数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事項に関する理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、理事の総数の3分の2以上の決議をもって行う。
 - (1) 収支予算（事業計画を含む。）
 - (2) 決算（事業報告を含む。）
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
 - (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (6) 株式等の議決権行使の決定
- 3 前二項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第5章 事務局

(設置等)

第40条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任免し、職員は代表理事が任免する。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第42条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第7章 附 則

(事業年度変更に伴う経過措置)

第44条 当法人の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、第1期は当法人成立の日から令和5年3月

31日までとし、第2期は令和5年4月1日から令和5年5月31日までとする。

2 本附則は、当法人の第2期事業年度経過後は、これを削除する。

(事業年度変更に伴う評議員の任期に関する経過措置)

第45条 第12条第1項の規定にかかわらず、設立時評議員(補欠を含む。)の任期は、当法人の第4期事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

(事業年度変更に伴う理事の任期に関する経過措置)

第46条 第28条第1項の規定にかかわらず、設立時理事及び令和4年12月に選任された理事(いずれも補欠を含む。)の任期は、当法人の第2期事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

(事業年度変更に伴う監事の任期に関する経過措置)

第47条 第28条第2項の規定にかかわらず、設立時監事(補欠を含む。)の任期は、当法人の第4期事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

この定款は、原本に相違ありません。

一般財団法人 SIMOSE 奨学基金

代表理事 吉村良介